

〔松尾文則議長〕再開します。日程第7 一般質問を行います。4番議員 樋渡徹君ほか11名から一般質問が提出されておりますので順次質問を許可します。4番議員 樋渡徹君。

〔4番 樋渡徹君〕皆さんこんにちは。ただ今、議長の承認を得ましたので、4番議員 樋渡徹、これから一般質問をさせていただきます。本日は大項目2点準備しております、1項目目が、森林環境譲与税について。2項目目が、ヤングケアラー支援及びいじめ0への取り組みということで質問をいたします。まず、森林環境譲与税についてですが、有田町は東西南北とは言えませんが、四方に森林に囲まれて、森林には恵まれているわけですが、そのことについて質問をいたします。気候変動対策の一環として設けられ、森林整備や保全のために国が地方自治体に配る森林環境譲与税について、2019年から2020年に市区町村へ配布された54%、約半分が使われずに基金として積み立てられているということなんですけども。理由は、適切な使途が見出せていないとあります。まずですね、町のホームページに上げてあるんですけども、ここに令和2年度と3年の収支と(1)、(2)ですね。令和3年度の使途と上げているんですけど。私が最初に見たときは令和2年度の記事しかなかったもので、2年と3年と上げているんですけど、今、元年度と、それから2年度はここに記事が上がってますので、これについてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、有田町の場合、元年度は使用されたのは214万5,000円ということで、森林所有者情報整理、各地域の森林分類ということで使用されていて、残りの部分とありますが、この部分ですね。これが積立となっております。さらに2年度はこの分ですけども、413万2,000円が積立となっております。この記事でいきますと、約半分が使われていないということで、有田町もそういうふうになっているわけですけども、一応記事のとおりなんで特にお尋ねすることはないんですけど、令和3年分は今月3月ですので、なんか計画があって使用されているのか、その辺あたりを分かれば教えてください。

〔松尾文則議長〕農林課長。

〔井筒農林課長〕令和3年度でございますけれども、議員仰るとおり、まだ見込みのところがございます。税収の見込みとしましては、470万円を見込んでおります。3年度につきましては。支出につきましては、今現在131万1,000円を見込んでおるところです。従いまして、3年度につきましては、338万8,000円程を基金に積み、令和4年度で執行していくという状況になろうかと考えております。

〔4番 樋渡徹君〕(3)にいきたいと思いますが、佐賀県の場合ですね、佐賀県森林環境税というのが平成20年から、計画として多分15年だったと思うんですけど、令和4年度まで、個人に対し

て年額500円ですね、個人県民税均等割額1,500円に加算されて2,000円、皆さんが税金として払っておられると思うんですけども。法人についてはですね、法人県民税均等割額の約5%、約じゃないですね、5%相当額を納めているわけです。令和4年度までになっているわけですけども、一方、森林環境譲与税は、2024年の令和6年から一人当たり1,000円となっております。これは、2019年から都道府県に配布されている森林環境譲与税の財源確保の措置であろうと思うわけですけども、令和4年度までは県税を一人500円払って、令和6年からは国税として一人1,000円となるというとの理解でよろしいでしょうか。

〔松尾文則議長〕 税務課長。

〔川崎税務課長〕 佐賀県森林環境税、国の森林環境税についてちょっとご説明をさせて頂きたいと思っております。県の森林環境税は、国・市町及び県民との共同により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、先ほど議員が仰ったように平成20年から個人県民税の均等割額に上乗せして年額500円が課税をされております。また、国の森林環境税、こちらの方は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から国民一人ひとりが等しく負担し、森林を支える仕組みとして令和元年に創設をされております。また、こちらの方は、先ほどのとおり令和6年度から個人住民税の枠組みを用いて国税として一人年額1,000円を賦課徴収することが決定をしております。この国と県の森林環境税については、目的、事業主体、使途の考え方が異なっております。令和6年度以降は両税課税になるのかを県に問い合わせをいたしました。その回答といたしましては、県の森林環境税については、令和4年度までの課税は決定をしているが令和5年度以降については、検討中という回答を得ております。以上です。

〔4番 樋渡徹君〕 引き続き、県税として500円ずつ取られるという可能性があるということですね。分かりました。(4)ですけど、自治体への配分が森林面積でなく人口を考慮されていますので、山林がない市町ですね、市町で人口が多ければなんていうのですか、税金の支払いがそちらの方が多いわけですけども、私はやはり森林面積が広いところがやはりなんですか、お金もかかりますし、そちらの方にたくさん配分してもらいたいと思うわけですけども、現在、自治体への配分が今申しましたように、木材の消費喚起の観点から、森林面積でなく人口を考慮しており、森林資源に乏しい都市部が優遇されているわけです。そこで森林面積での配分が相当ではないかと思っておりますけども、町独自あるいは各市町の意見を県が取りまとめた方がいいのかはわかりません

が、町として国への要望はすべきと思われるかどうかをお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕 税務課長。

〔川崎税務課長〕 まず、自治体への配分についてのちょっと説明をさせて頂きたいと思います。令和3年度においては、年間剰余総額約400億円の85%となる340億円が市町村への配分額となっております。その配分額を私有林、人工林面積50%、林業就業者数20%、そして人口が30%で按分した額が各市町村に剰余をされております。この剰余基準の割合について、国の説明では使途の対象となる費用と相関の高い客観指数を用いているという説明がっておりますけれど、先ほど議員が仰ったように森林面積が少なく市街地が広がり人口が多い大都市への配分が多くなることについて、森林を多く抱える地方から制度変更の要望を求める声もあるようですけれども、現時点において有田町としては、国への要望は考えてはおりませんが、今後、県内や市町の動向を見ながら歩調を合わせていきたいと考えております。以上です。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、議員のご質問の件ですが、先ほど税務課長の方から答弁もありましたように、やはり県の方とも今からというところではありますが、やはりご指摘のとおり本当に人口に対しての按分がおかしいなと私も思っておりますので、県内の町長会等で話しますと、やはり山に囲まれてない町もありますので、そういったところも含めてやはり県内の市町それぞれの課題というところで協議する必要があると思っております。また、田畑に関しては結構いろんな話出てきますが、森林に関してなかなか話出てきませんので、棚田というような感じで森林もしっかりと国会の先生方にもお話をしながら議員のご指摘の、望むとおりにはならないかもしれませんが、こういったやはり地方が、言葉悪いですけど、貧乏くじを引いたような感じがしますので、そういったところは我々しっかり自然をこの豊かな林野を守りながら都会の人たちに提供しているということもありますので、その辺を強く国会議員の先生とか県議の先生とかと話をしながら、町長、首長の意見としても声を通していきたいと思っております。

〔4番 樋渡徹君〕 よろしくお願ひいたします。(5)ですけど、今後、この税を民間の森林整備も計画を望むわけですけど、民間への研修などにも配分をして頂けないかという質問です。町内の山林も植樹後50年を経過していることもあり、また昨年来のウッドショックもあって、かつ佐賀県では30年で商品になるという樹木の苗木の開発もされていることから、今が長期間手が入れられなかった山林の状況を見て山林の整理や収入を見据えた有効な利用を見直す時期ではないかと思っております。昨年、区有林の外周に植樹されている樹木が隣接する水田の日陰になるという

ことで私の区で区役で伐採を行いましたけど、今は価格も下がり手に入れやすいこともあってチェーンソーを個人で持って来ておられる方が人数がちょっと多かったんです。そこで伐採作業の中で各々が勝手にチェーンソーを使って木を倒すと、周りで作業をしている人に伐採された木が倒れそうになったりして危険と思われる状況も多々ありまして、樹木の伐採についての事故は生命の危険も伴うわけですので研修が必要じゃないかと感じたところです。そこで、エンジンの排気量は同等程度だと思いますけど、草刈り機は刈刃が本人から離れているので、それほど、チェーンソーほどは危険ではないと思うんですけども、研修等を定期的に行っていれば、例えばの話ですけど、台風等で町道に倒木があった場合や道路に立木が覆いかぶさって通行に支障が出た場合でも、自助共助公助でいうと、2番目の共助の段階で迅速な処理が、依頼は必要なんだろうけど可能ではないかと思います。これらの費用に、これらというのは先ほど言った研修とか、事故が起きないように研修とかの費用に充てることも譲与税の用途には該当しないのかという質問です。よろしく願いいたします。

〔松尾文則議長〕 農林課長。

〔井筒農林課長〕 区の民間の方々への研修費等という考え方だと思うんですけども、今3年度からですね、実業高校ですね、実業高校向けの担い手研修等をこの基金をやっておりますので、皆様方の例えば安全講習ですかね、そういったものについての講習についても用途としては、使途としては全然問題ないかとは考えております。

〔4番 樋渡徹君〕 ありがとうございます。それでは2項目目のヤングケアラー支援及びいじめ0への取り組みということでご質問いたします。まず、(1)として、ヤングケアラー支援について、国は新年度からの3ヶ年を集中取り組み期間としていますけども、当町の計画はということで、ヤングケアラーそのものについては、前に6番議員さんからの質疑があるので説明は省略させていただきます。昨年の国の実態調査では、世話をしている家族がいるとした中学生の5.7%、約17人に1人ぐらいですね。それから高校生4.1%、約24人に1人であったそうです。中高生のアンケート結果で、約8割以上がヤングケアラーについて聞いたことがないというふうに回答をしているということです。国は、社会的な認知度の向上や支援に向けて集中的な対策に取り組む方針で、具体的にはヘルパーを派遣し、家事育児を支援するなどの事業を始めるとなっています。ちょっと話は違うんですけど、イギリスではですね、英国では、小学校に入る前から子どもの権利についても教えていて、困ったことがあっていいんだよというのは、子どもの権利条約で意見表明権として規定をされている。これをすぐ日本に当てはめようとしても実現は難しい

とは思うんですけども。周りが気づきにくいのは、子どもにとって家庭のことを学校の先生に話すのは恥ずかしいとか、それから親に悪いなという気持ちがあるのかもしれませんが。しかしながら家族等のケアにより時間やそれから進路選択などの自由が制限されているのは間違いないと思います。子ども個々人の将来に関わる問題であります。今後のことについて、町の計画がもう既に考えていらっしゃるんだったらここでお願いしたいと思います。

〔松尾文則議長〕 子育て支援課長。

〔川原子育て支援課長〕 ヤングケアラー支援施策については、議員仰るとおり、国も令和4年度予算の計上される予定で、これからの取り組みになると考えています。現状は、家庭や学校等の関係機関から相談連絡があった場合には個別に対応していますが、今のところヤングケアラーに該当するようなケースは上がってきていないと思っております。今後の国の政策等を踏まえながら関係機関と連携した対応が必要かと考えております。

〔4番 樋渡徹君〕 (2)にいきまして、佐賀市の社協では調査や研修が行われておりますけど、当町のヤングケアラー支援の状況はということで、18歳未満の子ども、ヤングケアラーの支援に向けて佐賀市社協の話ですね、佐賀市社会福祉協議会においては、18歳未満の子どもヤングケアラーの支援に向け、まずアンケート調査が行われ17世帯24人を把握したとありました。佐賀市は、市の教育委員会とも連携しながら実態調査の必要性などについて検討を始めているということです。当町ではそのようなケースが認められた場合の対処についての計画はございますか。

〔松尾文則議長〕 健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕 計画ということですけども、今のところ具体的な計画というのは立てておりません。今考えておりますのは、まず、地域のことをよく把握を頂いております民生委員さんの方に定例会等で、まず、ヤングケアラーの研修等を実施させて頂いて、その中で理解を深めて頂き、その後、各地区で気になる方がいらっしゃったら報告等頂くということで考えております。

〔4番 樋渡徹君〕 (3)で、ヤングケアラーでなく、いじめについても学校内のアンケート調査では把握ができなくて悲惨な結果となった事例がニュース等で伝えられているところです。例えば、例1ですけども、旭川女子中学生いじめの凍死事件です。2021年の2月に被害者は氷点下17度の夜に突然家を飛び出して行方不明になり、警察による公開捜査が行われたものの、3月、約1ヶ月経って公園で凍死した状態で発見されています。被害者の親族によれば2019年4月から6月にかけて合計4回にわたり母親が2019年当時の担任教師へいじめの調査を依頼したが本当に仲のいい友達ですなどと返答をされております。また被害者が担任教師へいじめの相談を

した際に、加害者には言わないようお願いをしたにも関わらず、その日中に加害者に知れ渡り不信を抱かせたということで不幸な結果になっております。例2ですけど、昨年の11月に伝えられた愛知県弥富市の中学校で起きた刺殺事件。2年生の時に行われたアンケートで加害者が被害者に対するいじめを学校側に報告していたにも関わらず学校側に把握されずに不幸な結果となった事例です。先生や学校側が悪いというのではなく対処が難しいのかと思うんですけども、一番今日言いたいところなんですけども、大阪府の寝屋川市というところがあるんですけど、そこは2015年の8月に中学1年の男女が行方不明になり、それぞれ遺体で発見されたという事件がありました。この事件を受けてかどうかは分からないんですけども、寝屋川市は監察課というところの部署を設置されております。ヤングケアラーの把握や、いじめ問題は見守り隊や周囲の大人が気づく目を持つことが重要ということではないかと思えます。それで寝屋川市は有田と人口比を比較すると大体20倍ぐらいなんですけど、ここに示されているように相談件数は年間を通じてそれほど多くはないわけですね。それでこれを20で割りますと年間に1.7～8人、あって1.7～8人かなと思うんですけども、私も4年間議員として有田町の財政状況も見てきたので厳しいとは認識しておりますけども、町長も幸せの6か条ですかね。子育てする幸せが一番最初に来ておりますので、相談件数とも今の考慮して、人件費と経費がかからないような体制で、例えば生涯学習課長が今文化財課も兼任されているような格好でもいいですが、例えば子育て支援課とか学校教育課あたりに兼任して頂いて、そういう対処ができるようなことができないのかと思うわけなんですけども、そのことについてお答え頂ければと思います。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 寝屋川市の例を議員さんの方から紹介をして頂いているわけですが、必ずしも学校現場が解決をしていないということではないというふうに寝屋川市の方は言われているようです。教育的アプローチ、行政的アプローチ、法的アプローチというふうな形で段階を分けて、このいじめ、あるいはヤングケアラーについて取り組んでいこうというふうな考え方だと思いますので、私たちも現在、学校教育課、子育て支援課あるいは健康福祉課そういったところと連携を取って対処しておりますので、今後、議員さんの提案のようなことも検討する余地は残っているというふうに思いますが、現在は今のような体制をしっかりと堅持しながら子どもたち一人ひとりの状況に対応していきたいというふうに考えております。

〔4番 樋渡徹君〕 町長何か一言お願いできたら。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕今、議員がご指摘の件は教育長が答えたとおりで思っております。また、特に監察課ということ設けるわけではなくても、子育て支援課等、また学校教育課等にもそれぞれ職員おりました、そこで一時窓口として十分機能しているとは思いますが、本当に大きな案件とか、なんかそういった事件が見られれば対応しなくてはいけないかなと思っておりますが、今の状況で特に事を大きくする段階では今はないのかなと思っております。議員ご指摘のヤングケアラー等もきちんと子育て支援課のスタッフ等も把握をするように指示も出しておりますので、もしそういった案件があるとなれば町全体としてカバー、フォローしていきたいと考えております。

〔4番 樋渡徹君〕ありがとうございました。これを持ちまして一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔松尾文則議長〕4番議員 樋渡徹君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開14時5分といたします。

【休憩13:52】

【再開14:03】

〔松尾文則議長〕再開します。3番議員 中島達郎君。

〔3番 中島達郎君〕ただ今、議長の許可を得ましたので通告に従い、3番議員 中島達郎、一般質問を始めたいと思います。今日は大きい2項目用意しまして、始め交通事故抑止につながる道路標識の設置。続きまして、合併後の長期課題と申しますか、大きい課題でありますこの3点をちょっと質問させて頂きたいと思います。初めに1番目の質問です。交通事故の発生抑止につながる道路標識の設置に関しまして質問したいと思います。まず、道路標識とは、道路の傍ら、もしくは上空に設置され、利用者に必要な情報を提供する表示板であります。また、交通事故を未然に防ぐために規制、危険箇所への警戒喚起、そして指示案内による交通の円滑化などを目的に設置されています。道路標識は、本標識と補助標識に分類されておまして、特に本標識はですね、さらに4つに分類されてます。1つ目に、目的地や通過地の方向や距離、道路上の位置を示す案内標識。2つ目に、車両や歩行者に対して禁止や規制、制限などを知らせる規制標識。3つ目に、通行する上で守るべき事項を知らせる指示標識。最後に4つ目ですが、道路上で警戒すべきことや危険を知らせる警戒標識があります。この4種類ですね道路標識の設置管理者、設置する地方自治体等ですね、設置管理者は、位置の案内標識と4番目に説明しました警戒標識はですね、国道でしたら国土交通省、県道でしたら都道府県、市町村でしたら町道等の道路管理者が設置し

ます。つまり、町道でしたら有田町が設置する警戒標識等です。そしてですね、以上のことをまた2番目に説明しました規制標識ですね、こういったところと後、指示標識ですね、3番目に説明しました。これは主に都道府県の公安委員会、警察署がですね、管理設置します。もう少し説明しますと規制標識というのは、道路標識だったら例えば道路に「ゆっくりいきましょう」とか、町道にペンキで書いたりして運転者に注意を与えます。これ警戒標識ですね。その下に例えば、目の前に40とか、30とか、スピード規制とかの標識いきます。これはですね、規制標識になりますので、有田町でしたら伊万里警察署が管理になります。その町道に白く書いたり、こういうのは有田町が管理ということです。こういった説明です。以上のことを踏まえまして2つの質問をしたいと思います。はじめに警戒標識を設置することで年齢と共に注意散漫になる高齢者ドライバーや無謀運転者に対して注意深い運転や減速などを促す効果が期待できます。また通学路に指定されている町道などにも登下校中の子どもたちから交通事故を未然に防止する方策として警戒標識の設置もますます必要かと思われませんがどのように考えられますでしょうか。ちょっと警戒標識出してみますね。これ焱の博記念堂の入り口、国道35号線から登ったところです。道路にも「スピードをおとせ」とか見えますけども、さらにですね、ドライバーの目線に「危険この先出入口あり、スピード落とせ」というのを念のために設置されました。ちょうど焱の博記念堂の入り口のところがですね、地形的にカーブミラーを設置するのも難しく、出る時に急に車がざっと来るような感じもあって、ヒヤリとされた方はたくさんいらっしゃると思います。こういった警戒標識ですね。後ですね、もう一つあるんですが、これは南山から国道35号線の南川原交差点に出るところです。ここが結構細い道から直線が広がってみんなスピードを出します。そしてこれもドライバーの目の高さに設置してもらいましたが、これは見て頂ければいいですけど、カーブミラーを利用しています。カーブミラーを利用することによって新たにポールを立てる費用も削減されます。そういった目でこういったカーブミラー、町道に設置されたカーブミラーを設置利用したこういう警戒標識ですね、こういったところに関しまして、どのようにこういった警戒標識というのは特に町道なんかは通学路とか、そういったところも町の通学路とかも必要かと思われませんが、どのように考えられるかお願いいたします。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 先程、記念堂の部分のところ、標識を確認させて頂きました。また、設置をしたところではございます。仰るとおり現場を確認して、現場確認、また場所を確認して、注意喚起等の看板を設置することは必要に応じて検討をしていきたいと思っております。以上になります。

〔3番 中島達郎君〕 続きまして、教育長にも同じ質問をしたいと思いますが、ちょうどこのスピードを落とせ、通学路です。南原から中部小学校に向かう通学路のところに、こういった標識をして小学生の命をですね、結構、朝とか飛ばす方もいらっしゃいますので、守るために設置されました。こういった既存の道路標識など、例えば、先ほど説明しましたけど、カーブミラー等にこういった警戒標識の設置普及を学校教育課といいますか、小学校とか、こういう町道の通学路に設置できる場所は設置して頂ければ子どもたちの登下校の安全を守るにも一役買うのかなと思うんですけどもいかが思われるでしょうか。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 子どもたちの安全を守るということは非常に重要なことだと、そういう認識はわたしもしっかりと持っているつもりでございます。ただ、どこにでも簡単に設置したらいいというものでもないということも言えると思いますので、先ほど総務課長さんも言われましたように、必要であればというか、あるいは効果的などところに設置するということは、今後、危険箇所等の点検等もございますので、そういったものも踏まえて、設置すべきところは設置するという要望等をしっかりと出していきたいというふうに考えます。

〔3番 中島達郎君〕 P T Aとか子ども見守り隊とかですね、日頃子どもによく接する緑のおじさん、そして保護者の皆さん等の意見をこういったところあれば聞いて頂いて、より普及させて頂くことを願うばかりです。そしてまた、この道路標識、警戒標識に関して、ちょっと私気になったところがあったもので、ちょっとお願いというか、そういうところなんですけど。ここ写真、竜門ダムですね。竜門ダム、広瀬山住吉線ですね。一通の入る方ですね。この竜門大橋。緑のやつ見えます。竜門大橋を過ぎてすぐ本当七曲というか、カーブミラー9個設置してあります。そういったぐらいカーブが多いところなんです。こういったところ私朝とかちょっと散歩したりする時に、大体規制は20キロぐらいなんですけど、結構なスピードで行きは入ってくるんですね。しかもご年配の方、特に紅葉マークの方とか多いんですけど、1分でも早く竜門の駐車場に着いて黒髪山に登山したいとか、なんていうかな、気持ちが出るのは分かるんですけども、不思議と帰りのですねこっち一通の帰る方ですね、こっちゆっくり安全運転みたいに帰ってらっしゃるんです。入る時に限ってやっぱり人間の心理でしょうか、楽しいところには早く行きたいという感じで、スピード感にも表れていて危ないんです。こういったところに町道ですので警戒標識でですね、例えば散策される方も土日とか多いです。だから歩行者ありとか、歩行者注意とか、そういう警戒道路標識があれば事故なくですね、こういった大事な観光スポットですね、そういったところ

で事故があってもやっぱりあれですね、そういったところで観光客、それで地元で散歩される方の命を守って頂くべきこういうところにもそういった警戒標識1個でも、竜門大橋の入り口でも、そうやって付けて頂ければ皆さん安心して散歩、ジョギング等ができるんじゃないかと思いますので、これ一つお願いしたいと思います。以上、この質問に関しては終わりたいと思います。続きまして、次の質問にいきます。次はですね合併後の長期課題ということで、これが6月、昨年度6月議会で10番議員さんも質問されたことなんですけど、新庁舎建設にということで、再度お聞きしたいと思います。最初にですね、直近の、一番最終ですね、建設審議会での答申内容はどうだったのか、簡潔に内容を説明して頂ければと思います。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕新庁舎建設審議会の最終答申ですけども、まず、合併時の覚書、平成18年1月17日の覚書によって新庁舎建設に関する具体的な検討を行う建設審議会を設置して審議を始めるということになっておりました。平成19年に1回目の答申が出ております。平成25年に2回目の答申、そして直近は平成27年3月に3回目の答申が出ております。最終答申の内容につきましては、1つ、新庁舎建設については先送りをすること。2つ、今後の新庁舎建設の是非については将来世代の負担を軽減する観点から過度な町債の発行を避けるために財源となる基金を積み立てていくとともに長期的な視点で検討していくことが望ましいこと。3つ目に、新たに庁舎を建設した方がよいと判断された時点で改めて諮問されたいという内容が最終答申です。

〔3番 中島達郎君〕分かりました。続きまして、それではですね、新庁舎建設を計画というか、新庁舎建設に関して、財源としての合併振興基金の残高はいかほどなのか、その辺の説明をお願いいたします。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕まず合併振興基金は、合併特例債の期限が延長されていく中で合併支援措置の効果的な活用を踏まえて町民の連携の強化及び一体感の醸成並びに本町の振興を図るために設置された基金であります。新庁舎の建設という特定の目的をもって設置された基金ではございません。庁舎の施設整備等に関する資金に充てるための基金としては、現在、庁舎等施設整備基金というものが町に設置をされております。基金残高で申し上げますと、令和4年3月末の見込みとしましては、庁舎等施設整備基金の残高は約3億2,700万円、合併振興基金の残高は約1億2,500万円という状況です。

〔3番 中島達郎君〕それでは3番目のですね、この問題に関して、新庁舎の問題に関しまして、最

後の問題ですけども、本庁舎もですね、築、ここの本庁舎ですね、本庁舎も築18年が経過していますが、この本庁舎の耐用年数はいかほどですか。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕鉄骨造でございますので、減価償却資産の耐用年数として50年と考えております。

〔3番 中島達郎君〕そのままいきますと32年は新庁舎に関しては検討するという感じで終るという感じも考えられますけども、でもですね、この、今、毎年異常気象等ですね、防災に関してちょっといろんな国も考えが変わってきて、防災に関していろんな対策等が練られています。そういった防災等を考えますとワンストップ的な考えで、ここの歴史と文化の森公園、ここがちょうど有田町では東地区、西地区の中央に来ています。健康福祉課、社協、子育て支援課と福祉センターはちょうどこの位置にも近いです。あと、ほか離れていますけど、ここに中央に集約して持ってきますとワンストップで防災の時にもこういったところを使って子どもたちも避難するテントとかもできると思います。こういった今見えてます遊技場も近いし、ずっと長期いるとイライラしてくる。特に子どもたちなんかもお年寄りもストレス溜まるので是非ですねこういった防災面も考えまして、ここを臨時といいますか、緊急の避難所、キャンプも野営といいますか、そういう設営しやすいので、そういったところでこういったとこを考えるとですね、あと32年ということありますけど、財源としての合併振興基金とか、全部は使えないと思いますけども、こういったところから将来的に、近い将来的に積立がそこに補えるようにまでなったらですね、一つまた、新庁舎建設審議委員会を再開して頂いて、ぜひ有識者の意見、いろんな人の意見を聞いてですね、建設を目指して進んでいって頂きたいと思いますがどのように思われますか。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕議員さんが仰るように、現在の庁舎は築17年を経過しております、現段階では新庁舎の建設ということは考えてはおりません。有田町における公共施設の維持更新というものは、他の市町同様大きな課題となっております。基本的に公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の効率的、効果的な活用を図っていくことが必要だと考えております。町が有する公共施設には庁舎系の、行政系の施設以外にも福祉保健施設だったり、スポーツ施設だったり、様々な行政施設を有しておりますけども、老朽化する学校施設への対応というものが最優先の課題だと認識をしているところであります。

〔3番 中島達郎君〕私、手元に平成28年6月の有田町公共施設等総合管理計画というのがあるん

ですけど、今言われるようにいろんな施設の建て替えいろんなこと検討されています。その中で行政系施設、庁舎ですね、そういったところ大規模改修、ここをですね、大規模改修したら1㎡辺りですね25万円かかりますね。この28年のでいけば。完璧に建て替え、新庁舎ということで1㎡あたり40万円、坪120万円ぐらいかかるみたいなんですけども。結構な額かかりますけども、でもですね、先程言いましたワンストップ的に防災やいろんなことを考えたときに、そういった新庁舎も限りなく遠いじゃなくて、限りなく近くなるような考えで、ぜひ今後の検討課題にして頂ければ幸いに思います。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、議員ご指摘のとおり、やはり防災面とかいろいろ考えたらそういったお話もあると思います。片方ではやはりDX、デジタルトランスフォーメーションということもありまして、役場のスリム化というか、スマート化も考える必要があると思っております。そのような中、我々も今リモートワーク等を実証できる課には職員に今やってもらったりと、いろんなことをチャレンジしております。おそらくここ5年から10年の間にそういったDXの役場、スマートタウンとしての有田町の方向性も見えてくると思いますので、今お話になられた防災という面、いろんな面を考慮しながら新庁舎という話も出てくるかもしれませんけど今先ほどまちづくり課長申したようにやはり今私としては、喫緊の課題としては、今回、老朽化する学校施設への対応が最優先、その後いろんなことが出てくるのかなと思っております。町民の利便性、また役場の職員としては本当に吹き抜けで寒かったり暑かったりと大変利用しづらいというところも本庁舎はありますけども、そういったところも我慢しながらでもやはり町民の福祉向上のために今頑張っていると思いますので、そういったところを含めて将来10年後、20年後にどうあるべきかというところを考えながら、片方ではデジタルトランスフォーメーションも含め、防災というところに強い庁舎建設等も考慮に入れながら検討していきたいと思っております。

〔3番 中島達郎君〕 ぜひお願いします。では、2番目、南部工業団地、そして3番目、南原工業用地につきましてちょっと質問したいんですけど、質問の内容が一緒ですので一括して、すみませんが時間もあれですので、よろしいでしょうか。南部工業団地と南原工業用地ですね、南原工業用地につきまして、各々それぞれ今後の見通しはどういったところでしょうか。

〔松尾文則議長〕 まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕 南部工業団地の今後の見通しについてというご質問ですけども。現在、県と連携しながら有田町に関心を示して頂いている企業に対して情報の提供協議を行っているところ

であります。引き続き、県と共に協議しながら取り組んでいきたいと考えております。南原工業用地につきましては、2段で、2段構成で1.8haの用地となっておりますけども。そういった形状、規模に応じた企業の計画の情報収集をしながら用地の活用に向けて対応しているところでもありますけども、これまでは事業所の移転先としての相談等は伺っているところですけども、引き続きそういった情報収集への対応ということで進めていきたいというふうに考えております。

〔3番 中島達郎君〕分かりました。それではですね、続きまして、これは個別に聞きたいと思うんですけども、最初にですね、南部工業団地について、地方公共団体の公的不動産の有効活用としまして、定期借地権方式というのがありますが、こういった感じで、このなかなか売れなかつたら借地とかで貸すとかそういったことが出来ないだろうかと。始めに南部工業団地につきましてですけど、定期借地権の種類というのは一般定期借地権、これは存続期間50年以上、用途制限なしというのがあります。事業用定期借地権、これがですね、期間が10年以上、50年未満、事業用の建物の所有、居住用は不可とあります。もう一つ、建物譲渡特約付借地権、これが存続期間30年以上、用途制限なしというのがあるんですが、こういったところを利用して南部工業団地どうにかならないかなということも思うんです。以前、委員会でも南部工業団地借地権付でできないでしょうかと質問させて頂きましたけど、ちょっと無理みたいな話だったんですけどどんなふうにお考えでしょうか。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕南部工業団地につきましては、経済効果の大きな大規模産業でありますとか、新産業、新エネルギー産業など、重点誘致産業が立地可能な工業団地として県と町が一体となって共同で進めております新産業集積エリア整備事業であります。そういった目的の関係で、このエリア整備事業につきましては、あくまで売却が前提という取り組みで行っておりますので、定期借地権方式での検討というものは、そういった検討にはなりえないというふうに考えております。

〔3番 中島達郎君〕ではですね、同じように南原工業用地につきまして、これは町の遊休、遊休と申しますか、資産ですので、普通財産ですので、どのようにも扱えると思います。宅地としても私は販売もできると思うんですよね。だから先に来るのは今の時代なかなかですねサプライチェーンでお店じゃない、工業用地呼んだりとかなかなかこのコロナ禍で難しい。むしろリモートワークで事務所系オフィスは有田町に町長の努力により結構来てます。そういったところでできますけど、工場となつたらなかなか企業が来ない。そういったところで南原工業用地になってます

けどこういった民間の宅地も兼ねてそういったオフィスなんかもできたりするようなことができれば、また人口も増えて移住定住にもつながるんじゃないかと思えますけども、そういったところで今言いました定期借地権を使って一生、一生というか50年住んだらもう大丈夫ですよという感じで定期借地権付きを利用して来て頂くということはどうお考えですか。

〔松尾文則議長〕 まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕 南原工業用地につきましては、工業用地としての活用に向けて現在対応をしております状況ですけども、また活用には至っていないという状況です。議員さんから提案のこの定期借地権方式ですけども、遊休公有地でありますとか、低利用地等を活用した整備事業の手法として用いられるケースは多くあるようです。岩手県紫波町のオガールプロジェクトにおける特定目的会社への定期借地というものも実際行われておりますし、工業用地ということに限定せずに申し上げれば、広く公有地の活用という点では定期借地権方式というものは検討する一つの整備手法でないかというふうには考えますので、そのことを踏まえた上で、今後、南原工業用地の活用について進めてまいりたいというふうには考えております。

〔3番 中島達郎君〕 大きい観点で捉えますとPFIって言って、プライベート・ファイナンス・イニシアチブという言葉がありまして、今、課長が、まちづくり課長が説明されたように公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法です。こういったところもありますので、そういったいろんな意味でこういった手法も使って南原工業用地、工業用地にこだわらず近い将来早く開発して頂いて、また町の有識者とかも南原工業用地をどう扱うか、どう取り扱うというかそういった委員会も立ち上げて、ここは絶対どのようにもできますから南原工業団地と違って条件が、ガットはまってないのでどのようにもできるので、早くですねこういうところをですね、売ってというかさばるかというか、町が財政も少しでも楽になるようにまた人口が移住定住で増えるようにですね是非検討して頂きたいと思えますが、最後に町長いかがですか。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 議員、今、南部工業団地、南原工業用地に関してご提案等も頂きまして、大変ご心配頂いているということで強く認識をしております。私も任期4年間の間に前半2年間は東京に行ったり、関西に行ったりということで積極的にアプローチができましたが、ご案内のとおりコロナ禍の中でなかなか動けない状況の中、情報収集であったり、アプローチであったりということオンラインであったりということで努力は続けております。今、仰ったような感じで南部工業用

地のことも時期は検討されるべき課題ではないかなと思っております。また、PFI、PPP等に関しましてもやはり私もそれが必要な時に来ているということで、この間も専門の方にお越し頂いて担当課の職員と意見交換等もやっております。やはりこの働く場所の確保というのは喫緊の課題でもあり、やはりIT系の企業5社に来てもらっても、やはり何人かというところのパイはちっちゃいかもしれませんので、そういった製造業が来て頂ければ本当にありがたいと思っておりますが、時代の趨勢でこのコロナ禍の中、ウイズコロナ、ポストコロナを見据えた上で動くべき必要があると思っておりますので、今後とも力強いご支援の程お願いします。

〔3番 中島達郎君〕町長のいっぱい持っていらっしゃるアンテナ、アンテナを利用してですね、いろんな方と相談して有田をとにかく人口を増やすことも第一ですので、その辺も今後努力して頂きたいと思います。ここで私の一般質問を終了させて頂きたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

〔松尾文則議長〕3番議員 中島達郎君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開 14時40分といたします。

【休憩14：32】

【再開14：40】

〔松尾文則議長〕再開します。7番議員 松永俊和君。

〔7番 松永俊和君〕それでは議長の許可を得ましたので、7番 松永俊和、質問を始めます。今季最後の質問になりますが、他にも質問事項が多くありますが、今議会はコロナ禍対応でまた時間が短縮されております。その中で大項目で1番目に新型コロナウイルス感染症交付金関連と、2番目に環境整備関連と、2つの質問をいたしたいと思います。それでは、質問が半端になるかもわかりませんが、簡潔で町民が分かりやすい答弁をよろしく願いいたします。それで先ほどちょっと総務課長に言いましたけども、2番目の方から質問をしたいと思っておりますので、どうぞご了承ください。それでは環境整備関連で、有田駅の左右に駐輪場があるのはご存じでしょうか。これが有田駅向かって左側です。これが右側です。この駐輪場は国際ソロプチニスト団体が寄贈されているようですが、いつからこの状態なのかはわかりませんが、大体これは維持管理はどこがするようになっているのでしょうか。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕ここの管理につきましては、総務課でございます。

〔7番 松永俊和君〕大体、前、それじゃ1回されたと聞きましたけども大体何年ぐらい前ですか。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕平成30年の3月から4月にかけて一度撤去を行っております。

〔7番 松永俊和君〕それでは今、ここ写真で見て分かるようにバイクなんかもありますけども、これなんかは所有者がはっきりすぐわかると思うんですけども、この自転車ですね、これがですね、右側がこういうふうになってますけど、左側もこういうふうになってやはり止めるところが駅に近い方からそういうふうになっています。やはり皆さん利用しやすいから手前からするんですけど、夏場見ると意外とこれ分らんとですよ。結局、草がいっぱい生えてですね、冬場になって私ちょっと気になってからずっと毎日朝通るんですけど、入れ替わりがあるかなって思ってたんですけど、全然入れ替わりがないんですよ。右も左もですね。そうするとやはりこれはちょっと困ったもんだなと。それでたまたまバイクの後ろにまた自転車を止めたりする方に聞いたんですよ。いや、もうずっとこうですよって言われるんですよ。だからやはり実際に利用しやすいようにしてやらないといけないなと思ってですね、私こういう質問をしてますけども。今、冬の時期ですので自転車やバイクが見えますが、夏の時期には雑草でおおわれている状態です。いつ頃からこのような状態か分からないんですけども、今から新学期になれば自転車通学も増えると思います。実際今は父兄さんが結構送っていらっしゃるのでもう多くないんですけども、いつまでもこのような状態で放置自転車やバイクをこのような状態にするというのはやはり駐輪場スペースが狭く利用しづらいと思いますので、有田の駅の玄関がこのような状況では観光の面でもよくないと思います。早急に4月5月の観光シーズンになるまでに撤去できればいいと思いますがどうでしょうか。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕撤去するにも3週間あたりタグをつけて調査をするとかそういったのが発生するようですので、4月5月に間に合うかどうかちょっとわかりませんが、今の状態を少しでも改善はしたいと思っております。何とかやってみたいと思います。

〔7番 松永俊和君〕それでは是非、やはり見た目も悪いですからね、お願いします。それでは次に2番目にいきます。新型コロナ感染症交付金関連で質問いたします。まず質問する前にですね、ちょっと一つプリントを読み上げたいと思いますけども。これはインターネットから引き出しましたけども、昨年の秋、この一人が新型コロナウイルスに感染したことをきっかけにもう一人の子ども、夫、自分自身、次々と感染しました。自身の隔離期間が終了しても感染しなかった兄弟

が濃厚接触者として14日間の自宅待機を求められる期間がありました。最初の子どもの感染発覚からほぼ1ヶ月間仕事に出られない日々が続いた。この条件ですと実際に事例であったのは数字が出ていたんですけども、女性自身がコロナウイルスに感染した期間だけは会社が自宅待機を命じたとして給与の6割を支給する休業補償を認めたものの、後は無給という判断も出ています。それで金額的に普段は月に13万円から14万円あった手取りがこの月は2,000円台で激減をした。一方、給食費や保育料、請求は通常通りあった。ただ、不安で貯金を取り崩すしかなかったというインターネットで記事が載ってまして、これを見ていた時にですね、町内で今年の2月に入り、小学校や保育園のコロナ感染症対策で休校、休園が相次いでいます。町民からの問い合わせで休業のために給与が少なくなって生活が苦しくなっていると声が寄せられてきましたが、町では厚生労働省が行っている「小学校休業等対応助成金また支援金（保育所を含む）制度」について、町民に分かるようにちょっと説明をお願いしたいんですけども。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔鷲尾商工観光課長〕 小学校休業等対応助成金及び支援金のご説明をいたします。こちらは厚生労働省が所管で制度を設けておられます。まず、小学校休業等対応助成金の方ですけれども、この助成金の受給対象者は事業主になってます。新型コロナウイルス感染症の蔓延により小学校等が臨時休校になった場合や子どもが感染した場合、保護者が休暇を取得する必要があります。そういった時に休暇を取得した従業員の賃金相当分を事業主が助成金として受給できる、受けとれる制度になってます。この助成金の申請は事業主が都道府県の労働局、これは国の機関ですけれども、労働局に対して行うこととなっております。通常これまで事業主が雇用調整助成金という制度を利用しておりますけれども、この雇用助成金との併用しての受給は認められておりません。もう一方、小学校休業等の対応、こちらは支援金になります。この支援金の受給対象者は直接保護者になります。小学校等臨時休校等に、小学校等の臨時休校等に伴い、子どもの世話をするために契約した仕事ができなくなった個人で仕事をしている保護者が支援金を受給するというそういう制度です。いわゆる会社とか団体に所属せずに契約をして仕事をするフリーランスが対象になっています。この支援金の申請は個人が厚生労働省の委託事業者に対して行うこととなっております。こちらの、これらの制度は町とか県を經由せずに申請をされるため町内での申請状況とかそういったのを町としては把握をしていないという状況になっています。また関係機関に問い合わせ等を行いましたけれども、全国の申請状況とか交付額等についてはホームページで確認はできますけれども、佐賀県とか、有田町とか、個別のそういった申請状況については開示はしていません。

いうことでした。以上です。

〔7番 松永俊和君〕先ほど言われましたように、会社勤めの方は会社の範囲で結局休業補償でもらえるということになるわけですね。そうなるそうですね、これちょっとお尋ね、組合の方にちょっとお尋ねしに行きましたら、大体今ですね、有田町で労働組合、組合制度を取っているところというのは数、大手の方しかないんですよ。そうすると普通の私たちがいう零細企業、何人もいないところでやるとなかなか難しいんですけども、そういうのに対してのこの制度を使いたいんですけども、この制度をしたことがないというのがあるっていうのも確かなんですけど、そういうのは全然聞かれたことないですか。

〔松尾文則議長〕商工観光課長。

〔鷲尾商工観光課長〕先程も申しましたけども、これは直接事業所とか個人が国の機関、または国の委託事業者に申請をするという制度になっているということで、町の方としては、その辺の事情についてはほとんど把握ができていないということです。そういう状況です。

〔7番 松永俊和君〕私に相談があった時はこういう制度があるんですけどどうでしょうかねって話はしたんですけども、先程来言うようにフリーランス、結局、会社勤めじゃなくて自分で事業をしたようなことで、ちょっとそういうふうに給料がもらえなくなったというので目減りした分を申請する、また個人で申請するということ言われましたけども、有田の現状を見てですよ、先ほど言ったように労働組合とか、そういう制度をなかなか設けているところは少ないと思うんですね。そういうのを、零細企業がいっぱいそういうのに組合なんかを作る、現状、実情じゃないですから、若い人たちがですね、本当に困っているわけですよ。それで先ほど読み上げたように1ヶ月ですね、13万円から14万円あったのが2,000円程度まで激減したという事例があるんですね。有田町でもやはりそういう話が、ここまでは極端じゃなかったですけども、やはり2月から3月にかけてどんどんどんどん物は上がっていくのに、なかなか生活が厳しいっていつてですね言われているんですけども。小学校とか保育園ではそういう相談事はなかったですか。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕学校におきましては、この制度につきましての特別相談というものはあっておりません。

〔7番 松永俊和君〕保育園の方はいかがですか。

〔松尾文則議長〕子育て支援課長。

〔川原子育て支援課長〕こちらで把握している限りは相談等はあっておりません。ただ、今、議員さ

んが仰った支援金、助成金については厚労省から園を通じて保護者へ周知をするようにという通知は来ておりますので、各園への周知依頼は行っているところです。

〔7番 松永俊和君〕 それではもしですね、そうやって保育園とか小学校に対して相談があつて、先程言ったように個人でしなくちゃいけないってなった場合は、その手続きは結構面倒だと思うんですけども、そういうのに対しての窓口とか、相談所とか、そういうのを設けるつもりはないですか。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔鷲尾商工観光課長〕 この制度については先ほど申しましたように、事業所については都道府県の労働局、個人については直接厚労省の委託事業者に申請をするということになっております。それで個人で行う支援金についてですけれども、こちらについては、国が設けている支援金コールセンターというものがあつて、そちらに問い合わせをして頂くということになっております。ただですね、私もコールセンターの方に電話連絡を試みましたが、なかなかそれぞれ個人個人で働く方法が違うということで、そのコールセンターに電話しても明快な回答は得られなかったということです。申請をこちらは郵送でできるようになっているんですけども、申請をして、それがどういうふうに判断されるかまで、そのコールセンターでは、コールセンターに連絡してもちょっと分からないということで、あくまで申請をして頂くしかない、ということの回答が来ました。町としても、その辺、この制度の内容等については非常に複雑でわからない部分がありますので、今のところ相談できるような状況ではないということです。ただ、最近ですね、この制度が非常に分かりにくいというようなこともあつて、もう少しわかるような制度にしようという動きがあるというふうには聞いております。

〔7番 松永俊和君〕 そうですね、今さっき課長が言われたように国の方でもこの制度を使って本当は助成したいんだけどなかなかそれが手続きが進まないということで、大体この制度は2020年の春、全国一斉に始まったんですね。それで対象期間は21年の8月から今年の3月末までとなっております。こういうのをせつかく制度があるのに対して住民さんが困っている。また先ほど言うように有田町では労働組合制を設けている事業所は少ない。ほとんどが零細企業ですから無理なんですね。ただ、本当は法律的に言えばそういうところでもそういう制度をしなくてはいけません。有給休暇を出すようにしなきゃいけないというのはありますけど。実際に子どもが感染したりすると家庭、結局、兄弟もそうだけど誰かが家において面倒を看なくちゃいけないというのが現状なんですよ。それで奥さんがもし会社をちょっと休んで子どもたちを面倒を看ているう

ちに兄弟がずっと1、2、3と雇って、また旦那さんが雇ると。旦那さんもそういう制度がないところにお勤めの場合は本当に給料がないという状態になってくるんですよね。そういう保障がないというのが有田はそういう企業が多いんです。私が言いたいのはですね、私は有田町でやっぱり子どもたち、これから若い世代がこれから子育てのしやすい町とか、有田に住みたいとか、住んで良かったと思えるような施策の一つとして、町独自のひとり親や非正規労働者などへの生活支援をするための支援策をお願いしたいと思うんですけども、町長お考えいかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 議員のお気持ちは重々わかりますけども、子育て支援課の方でもひとり親世帯に対しての給付とか、国の指示通り出しております。やはり国もこのような制度を作ってなかなかないというのは、やはり一人ひとりの家庭の事情が大きく反映していると思っております。やはり有田町としましても零細企業が多いのは重々わかっておりますが、じゃあ一人ひとりどこどこで何日間休んだというのを証明するのはどうするのか、いろんな手続きの複雑さがやはりこういったことの助成金とかになかなか移行できないのかなと思っておりますので、そのアナウンスの仕方の努力ももちろんですけども、やはりこういった付け焼刃的な制度というのは、なかなか制度が不確かな部分がありますので、難しいなというのが本当に実感として考えております。コロナ禍の中でそういった困っている世帯にどうにかしてやりたいというのは重々我々として思いもありますのでそういったところも踏まえて動いてはおりますが、やはり国・県・町それぞれの役割と申しますか、できることも限られておりますので、有田町としてどういった政策ができるかっていうのは本当にそういった相談があってから始めるのでは遅いと思っております。そういったところも含めて今後も協議をしながら、とはいえ、やはりコロナの収束に向けても動いていかなければいけないので、そういったところも踏まえて両輪として動いていく必要があるのかなというのを今、強く思っております。今、議員がご指摘のとおり何か動けることがあるか、重々研究、検討していきたいと思っております。

〔7番 松永俊和君〕 今、町長が言われるのが本当にごもっともな意見なんです。結局ですね、こういうのを例えば先ほどちょっと言葉はあれですけど、こういうことが起きたからなんかで補助しようとか支援をしようというのをするのも一つの施策ですけども、有田町は特にそうですけど、やはり日給、月給とかですね、昔からそういう制度で皆さん働いていますので死活問題なんです。働きたくても働けないというのがですね。そういうのを考えると、2月に私、町民さんから電話がありました。「こんな小さな町で20何人毎日出るたい。俺たちはどがんするぎ

よかや」と「心配で買い物も出られんぞ」って。そういう話をされて、「有田町として何かやっているのか」とか、「そういう目に見えることをやっているのか」とかいうに言われました。ただ、やはり私はその時ですね、一応、有田町はコロナ対策で予防接種もいち早く、他市町村からすると早く進んでいる方ですから、ですので、自分たちで自分たちの身を守ることしか今のところ方法がないんですよという話をしました。ただ、この話はですね、生活に本当に困っている方が社会保険、すみません、社協の方に今フードバンクというのがあります。そこにもやはりちょっと生活が苦しいからといってフードバンクを分けて頂く、またその中で支援をしてもらっているというのがあります。そこでも県がだいぶ予算をオーバーしてでもいいからということで追加予算をされてますけども、県の社協の方からですね。そこで前町長にもちょっとお願いしたんですけども、そういうところの社協にもそういう制度がありますので、資金を少し融通するというのもできないでしょうか。またフードバンクに皆さんに呼びかけをして頂けるようなことはできないでしょうか。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、フードバンクがどういう状況かということにはちょっと私も把握しておりませんが、そういったお困りごとがあるのであればもちろん社協さんの方からご相談事があると思っております。フードバンクに対しても今、相談がどのようにあっているのかというのを重々把握して、資金が足りないということであればまたしなければいけないと思っております。やはり町民の皆さんが有田が多いというのはご心配かもしれません。しかし我々もワクチン接種、皆さんに打ってもらおうように今日も放送をしたりいろんな呼びかけをします。片方ではテレビを観てやはり打たない方がいいという方もおられます。だから皆さんが皆さん一人ひとり思いが違いますので、その最大公約数で我々は動いていきたいと思っております。なかなかこの厳しい状況の中で自助・共助・公助というのが皆さんお一人おひとり考え方が違いますが、そこを我々も土日なく健康福祉課の職員は働いております。そういったところを、そりゃお前たち当然かと思われるかもしれませんが、そういった方々の努力もあって、やはりワクチン接種は今県内でも早くしておりますが、やはり残念ながら罹患された、陽性が出られた方に対してはそういった国・県の措置によって就業できないということもあります。そういうところを我々もぼーっと見ているわけではなく必死に動きながら対応してますので、そういった声があればしっかりと今日の議会もそうですけども、そのような担当課の方にご連絡頂ければ、それなりのことできないかもしれないですけどもお聞きして、まずは安心していけるという環境整備に関しては努力は惜しみませんので

是非その辺を町民の皆様にもお伝え頂ければと思っております。

〔7番 松永俊和君〕分かりました。先程すみませんちょっと聞くのを飛ばしましたが、教育長、今、学校で陽性者とかそういう感染者とですね、その濃厚接触者で大体何人ぐらいの方が休校とか、登校の自粛をお願いしているんですかね。

〔松尾文則議長〕教育長。

〔栗山教育長〕正確な数はですねちょっと今は把握はちょっとできませんけど、この3日間は学校0です。

〔7番 松永俊和君〕最近はね。

〔栗山教育長〕ただ、1月27日から急増しまして、ずっと増えて休校、あるいは学級閉鎖等がですね出てまいりましたが、2月28日月曜日からは休校あるいは学級閉鎖はあっておりませんので、数はかなり少なくなっていると思いますが、まだ個別にさっき仰られましたように陽性者あるいは濃厚接触ということで休んでいる子どもさんは10名から15名程はいるんじゃないかなということで正確な数字ではございませんがそういうふうな感じで…

〔7番 松永俊和君〕現状でということですか。

〔栗山教育長〕はいそうです。

〔7番 松永俊和君〕述べじゃなくてですね。それじゃ保育園の方はどうですか。

〔松尾文則議長〕子育て支援課長。

〔川原子育て支援課長〕町内保育所でも最近は少し落ち着いてまいりました。1月末から2月いっぱいまで感染が拡大して累計43名ほどの陽性を確認しております。その時その時で休園を行った園が1園、その他学級閉鎖を行った園が6園ございます。3月に入っておそらくすべての園が今通常開所していると思っております。

〔7番 松永俊和君〕ありがとうございます。やはり結構な数、皆さん出てますね。やはりこれはほとんど私の推測ですけど、家庭内感染が多いと思います。ですので、先ほど言ったようにお兄ちゃんになったら弟、その後はお母さん、お父さんになってというようなのも全体的に広がるからですね、やはり生活の困窮というのはやはりゆがめない状況だと思います。ただ、早く本当にできるだけ早くこのコロナが収束するように私は願っているものです。ありがとうございます。

〔松尾文則議長〕7番議員 松永俊和君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開15時20分といたします。

【休憩15:09】

〔松尾文則議長〕再開します。11番議員 池田榮次君。

〔11番 池田榮次君〕それでは、ただ今、議長の許可を得ましたので、11番 池田榮次、一般質問をいたします。今議会では、2つの大きな項目に絞ってお尋ねをする予定であります。1つ目は、やや事務的な面でも片づけられるかなと思いましたが、12月議会以降ですね、問い合わせが私の家に多くなりまして、ちょっとこれはもう少し周知をしてもらう必要があるなという気がいたしましたので、小さい質問事項みたいではありますがその点ご理解を頂きたいと思えます。まず、お尋ねをいたしましたのは、行政無線の戸別受信機につきまして、12月議会で概ねのことはお聞きをいたしました。ところがその時点まではですね、戸別受信機の補助対象は高齢者世帯を中心にとということ、これ9月議会かでお答え頂いた内容がそのままご記憶の方がありましてね、若かものところも、高齢者がおるところもそれはどけでもやってくればってというようなことになりまして、これは質問をし損なったな、聞き損なっていたなと思いたしたので、改めて伺いますが、戸別受信機の補助対象というのは、希望する全家庭、有田町内のご希望の全世帯には補助対象だという理解をしてよろしゅうございますか。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕戸別受信機の補助対象というところになりますが、うちの方でも要綱等の定めを今からやるところでございますが、有田町内に在住をされて居住用の家屋に設置される方、住宅に設置をされる方、

〔11番 池田榮次君〕もう少し、居住用の住宅に設置されるご家庭。

〔木寺総務課長〕はい。それとですね、有田町内の事業所または店舗で事務所等に設置をされる方。

〔11番 池田榮次君〕有田町内に事業所を持っているところで事務所に設置を希望されるところという制限の仕方ですね。はい分かりました。ところで、今議会の予算を見ておりましたら、骨格予算ですから少なめにしてあると思えますけれども、50基の補助対象ということで、わずかという表現は正しくないかもしれませんが予算計上されております。私の集落では70世帯まではありませんから60数世帯ありますが、全家庭で希望をやりとうというような雰囲気まで至っております。そうしますと、あいたこれはちょっと、うちが頼めば全部なくなるなど思っているんですが、仮に何て言いますか、その前にちょっとお尋ねしましょうね、希望を取りまとめられると思えますね、新年度の予算が通りましたら。そうすると希望を取りまとめをしてから設置され

るまでの期間はどのくらいになりますか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 受注生産になりますので納品までに半年ぐらひは必要があろうかと思ひます。また、半導体等の部品の調達がちよつと遅れているらしいですので、少し納品までには時間がかかると思ひます。

〔11番 池田榮次君〕 建築資材等も随分間に合わないで困っているところもあるようですが、下手すると中国との絡みもありますから、来年の災害時期に間に合うようではちよつと困る。今年の6月ないし8月には是非間に合わせてほしいという希望をもって私は尋ねた経過がありますが、今、お聞きすると半年あるいは追加希望等があると、半年どころじゃなくなるですね。是非ね、これは担当部署としては、できるだけ早く区長会等におはかり頂いて希望取りまとめは早くやって、早く受注をする。それだけお約束できますか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 準備等を整い次第、区長会等でも諮りたいと思ひます。

〔11番 池田榮次君〕 では早速ですね、設置、今議会が終わり次第に、一つ、設置希望を取りまとめて頂く。当然、区長会等も通さなにかいかなのでしょうけれどもね。そうすると今度は、先程ちよつと漏らしましたが、骨格予算で足りなかつた基数分について、追加予算はいつ編成頂けますか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 購入希望等を把握しながら補正予算等で検討していきたいと考えております。

〔11番 池田榮次君〕 それからですね、12月議会では、私もアンテナ代も補助の対象にすべきじゃないかということも申し上げました。アンテナの、アンテナそのものは1万円近くだそうです、補助する予定の額は1個あたりというんですか、1基あたりか、いくらを予定していますか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 アンテナの購入補助としまして、購入費の2分の1、上限を5,000円と今のところ検討をしているところでございます。

〔11番 池田榮次君〕 町長に伺いますが、このアンテナもね、全額、補助というよりも、その器具にくっつけた形でおやり頂いたらいかがですか。というのはね、今、町内の難聴地域にはいわゆるよく聞こえない、全く聞こえないということはないでしょうが、よく聞こえないご家庭にはもう町から既に何かは配置をされています。配置という表現が正しいか私知りませんが、貸与を

されています。結局無償なんですね。そうでしょ。無償でしょ。そうするとね、わざわざ好き好んで聴き取りにくいところに住んでいるわけではないので、そういうご家庭が。難聴地域が何世帯あるのか私も全然想像つきませんが、今戸別受信機の、戸別受信機じゃなかった、ごめんなさい、防災行政無線機、大きなものが立って、なおかつそこでも聞き取りにくいご家庭には無償で配置、貸与しているであれば、本当は、小型無線機を、家庭の小型、家庭用の小型無線機を設置してもなおかつアンテナが必要な家庭にもですね、アンテナ代も一緒にくっつけてやっても全然不公平ではないと思うんですがどうですか。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、議員のご指摘の意見はよくわかりますけども、やはりアンテナが不要なところもあるということもちょっと聞いてもおりますので、防災行政無線全体のことの中の一つとして戸別受信機とアンテナのお話もあると思いますので、全体的なことでどうしても予算の配分として今回、購入費の2分の1という補助が上限となったとっております。やはり今後、防災行政に関してはしっかりと防災、ごめんなさい、防災行政無線に関しては、それぞれ地区地区によって課題が違うと思います。議員お住いの地区は今戸別受信機が必要だということでお話がありますが、そういった様々な地域の皆様の声を聞きながら町民の総合的な防災につながるような補助金の出し方を検討していきたいと思っております。

〔11番 池田榮次君〕 ちょっと結論が分かりにくい面もあつたんですけども、私は去年の春から防災拠点の一つ山谷地域では作ってくれないかということをお願いした。膨大な金がかかるから、かかりそうだから、ちょっと無理じゃないかと、そんならばという事で私も考え挙げ、考えた挙げ、この戸別受信機の問題について取り組んできた。先ほどから申し上げますように難聴地域には今申し上げた、無償で本基もアンテナも貸与されているんですからね、好き好んで難聴地域におるわけじゃないのやから、何基本当にアンテナが必要なのか、私も分からないまま聞いておりますが、数は知れたもんだと思っておりますよ。だから是非それも前向きにご検討頂くということをお願い申し上げます。では次に移ります。小中学校の再編について教育長にお尋ねいたします。この頃、新聞見ておりましたら、白石中学校は3つの中学校が1つにまとまって、2024年4月開校に統合する方向で今施設整備が本格化しているということが載っておりました。ところで3つの学校が白石は、白石町は広いですよ。もう1軒、1軒の農家でも今、この有田みたいにくっついたような家じゃないですよ。本当白石は広いです。教育長のご出身地域が確か白石だと思います。それでね、またさらに末尾には、8つの小学校を3つにする構想もあ

るんですよ。白石は。おそらく、今の教育長が白石にいらっしゃったら、これに反対なさったかも分らないですけども。なぜかと言えば有田小学校のミニ小学校の建設の時は、小さい学校には小さい学校なりのいいところがあるんだということで一生懸命力説して、有田小学校の建設に向けて、一生懸命おやりになった。だから白石小学校は8つが3つになるんですからね。すごいもんですよ。伊万里の例も仰いました。伊万里ももう既に小学校の統合の話が出ております。有田には今、曲川、大山、それに中部小学校、有田小学校、4つあります。狭い地域に4つあります。もうおそらく今、教育長も、こりゃ有田も何とかせにゃいかんというお気持ちをお持ちのはずですから、今、お考えのこと、まずは聞きましょうね。再編する方向性をお持ちかどうか、まず聞きましょう。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 再編というところには統合とかそういったものも入っていると議員さん言っておられると思いますけど、私も中長期的な展望を考える時には、そういうことも考えなければいけないということは思っております。後でまた質問があられると思っておりますので、具体的ところはまた述べたいと思います。

〔11番 池田榮次君〕 統合あるいは、再編、いろいろ、言葉としていろいろあると思っておりますけれども、いずれにしてもまとまる方向には違いありません。そうするとね、改めて聞きましょう、いつ頃、統合ないし再編について検討委員会的なものを立ち上げる予定かどうか。当然、お考えであればその構想もお持ちのはずですから、ご披歴頂ければありがたい。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 役場庁内です、そういう方向性については検討をすべきだということで話をしているところでございます。また、教育委員会、あるいは総合教育会議等でもそういう議題を出しながら話し合いをしているところでございます。学校教育課の方でも先ほど出ました白石町の方の学校教育課に状況等を聞きに行ったりもしております。ですから、ある程度進めなければいけないということは考えておりますが、いつということはまだ言えませんが、そういう委員会的なものについては、ここ1～2年のうちには立ち上げるというふうなことも考えなければいけないだろうと。また、議員さん方にも、特に文厚の議員さん方等におかれましては、もう少し意見等しっかりと聞きながら進めていくことも必要だろうし、全体の議員さん方にもお話、ご意見等を聞くような機会等も作らなければいけないだろうというふうに思っております。

〔11番 池田榮次君〕 1～2年先ということやったら、また人事異動で忘れられるでしょう。私は

1～2年先じゃだめだと遅いと思います。ところで別の角度でもう一つ聞きましょう。今、西有田中学校、有田中学校合わせて全校生徒何名ですか。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 512名でございます。

〔11番 池田榮次君〕 512名。そしたら今度は白石は580人と書いてありましたね。白石は生徒数、えらい少ないですね、3つ。580人。今、有田、有田は3つの、あ、2つの中学校で5百…

〔栗山教育長〕 12名です。

〔11番 池田榮次君〕 12名ですね。512名。ぜひですね、そうすると白石に匹敵する、白石がえらい少なくなったな。これちょっと私も初めて見た数字なんですけど580人程度になる見通し、そうしますと、白石に今匹敵すると、一つにまとまる構想もあながち無理じゃないですね。どうですか。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 端的に両中学校を合わせなければいけないということはないとは思っておりますが、ここのずっと10年、9年後は中学校の入学者数がある程度予測はできるわけですね。そこを考えれば両校合わせても330名程度というふうな在籍数が、子どもがですね、県立中とか、私立中学校にも毎年15名から20名ぐらい出ていきますので、そういったものを換算すると9年後ぐらいには330名ほどの両校合わせての人数になるのではないかと予想しております。

〔11番 池田榮次君〕 実は私は今手元一生懸命探していたんですが、机の上まで持ってきて、議席まで持ってきておきながらですね、令和2年度の小学校の卒業生が県外あるいは町外に移籍する数、いわゆる中学校に進学する数、やっぱり仰ったように20人程度はですね、他校にあるいはほかの中学校に、あるいは佐賀市内辺りの中学校に入っている。そうすると小学校の卒業生からよそに移る数からするとグンと減っていったるんですね。これがどんどんどんどん進むんじゃないか。県のいわゆる小中一貫校なんかはあるぐらいですから、中高一貫校なんかはあるぐらいですから、有田にもですね小中一貫校ぐらいを一つ構想を持って、町外に子どもたちが出ていかなような教育あるいは施設こういうものをお考えになる考えありませんか。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 今の考えにつきましては、県立中というのは県が考えて、適宜5校ですね、地域を考えながら配置をしているところでございますので、前にも伊万里あたりに作ることはできないか

というふうなご質問等を受けていたわけですが、そういったものについては町教委の方が判断するべきものではございませんので、今のところは無理だと思います。県の方がそこについては判断していきますので、そこについては今の私の判断では無理だというふうにお答えしておきます。

〔11番 池田榮次君〕町長いかがですか。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕私も教育長と一緒に県教委の判断だとは思いますが、やはり私は有田を大好きな子どもたちを小学校、中学校と育てるのが町の使命だと思っておりますので、できるだけ小中で一貫校って、有田町内だけでくればいいかなと思いますけど、やはり今のように県の中で点在して有田から吸い取られるというような感じのやり方はどうかなと思っております。有田中学校の、小学校、中学校という連携が取れるのであればそういったことも考えられますが、やはりそれは県立の考えのmatterでございますので、我々がとやかく言うことではないですが、やはり私たちのミッションは有田を大好きな子どもを小学校、中学校で大切に育てることだと思っております。

〔11番 池田榮次君〕尋ねますが、なぜ、町外あるいは県外等に生徒が流れると思われませんか。

〔松尾文則議長〕教育長。

〔栗山教育長〕県外の場合は、私立の方がですね多いと思います。佐世保市も含めて長崎県あるいは県でも佐賀市内の方とかそういったところに行くというのは、やはり進むべき道をしっかりと持っている子どもさんが、例えば医学コースとか、そういったところに行きたいというご希望があればそういったところに適したところを選ばれると、そういうところがあるのかなというふうに思いますし、また県立中につきましては、一番は、ほとんどは武雄青陵中に行くわけですが、その続きが武雄高校になりますので、中高一貫というそういう良さというものを感ぜられて、そこを選ばれるというところじゃなかなと思います。子どもたち、町長さんが今言われましたように、私たちの使命としては有田町を好きな子ども、有田でしっかりと育てていって、そして社会に役に立つ子どもさんを育成するということがあると思いますが、やっぱり親の願い、子どもの希望、そういったものは重視しなければいけないということもあると思いますので、行くなということはですね、止めることはできないということもあると思います。

〔11番 池田榮次君〕ちょっと私は言葉を違えて表現した、あるいは受け取り方の違いもあるかも分かりませんが、私が有田で小中一貫校をお作りになったらいかがですかと言ったことは、有田の町内の子どもたちをよそに逃がさないためにも、あるいはさらなる教育を充実、環境を良くす

るためにも、有田町内の子どもたちを小中一貫校を作り上げて、よそに逃げないで済むような学校を作ったらいかがですかということをお願いしたつもりですから、もう一つ、町長その辺りをお答え頂けますか。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 現在、各地に義務教育学校というですね小学校中学校一体となった学校、あるいは仰られるように小中一貫校、そういったものがいくつか出てきております。これはもうまぎれもない事実でございますが、伊万里の方でも南波多郷学館というのがですね、あります。そういうふうな考え方も当然あるというふうに思いますが、私の今の考えは、小学校は地域の方々に見守られながら育っていく、中学生はある程度の人数の中で切磋琢磨するようなそういう思春期特有の年代でもございますので、しっかりとそういう少し競争意識とか、そういったものを持ちながら育っていく年代だと思っておりますので、必ずしも小学校、中学校が一緒になった方がいいのかどうかというのは少しどうかというところも思っているところでございます。

〔11番 池田榮次君〕 有田小学校の新築の、改築の段階で、教育長は、ミニ小学校、ミニ小は小さい小学校のね、良さというものを一生懸命おやり、ご発言頂いた。今ちょっと話が、教育長の同じ教育長のお言葉の中に、環境を良くして切磋琢磨させるそういうお言葉が出てまいりました。私は小学校は小学校なり、中学校は中学校なりに、もう少し規模を大きくすることによって子どもたち同士の切磋琢磨、あるいは施設の充実、そういうものを考えていく時代じゃないかと私は思うんです。もちろん町財政のためにもですねその方がいいだろう、子どもたちのためにもいいだろう、もちろんそこには距離の問題、その他いろいろあるかと思いますが、それはそれなりに付随的にお考え頂くことにして、是非1～2年先とかなんとかもう言わんで、もう頭の中にあるとすれば、1日も早く、そういう何とか委員会なり審議会なりを立ち上げる。そして、こういう意見も議会から出たけれども皆さんどういうふうにお考えなるかぐらいのことは打ち出して、これは、簡単にいきません、3年とか5年で話は固まるもんじゃありませんからね、10年ぐらいは最低かかるでしょう。だからそういうことも見極めながら一つ、町長、教育長、今からの子どもたちのために、あるいは町の財政のためにも、学校の再編については、小学校中学校と限りません。ぜひ検討を進めるということをお願いを申し上げておきたい。いかがですか。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 仰られるようにいろんなことを考えながらこれは進めていかなければいけないということは認識しております。校舎の老朽化、あるいは少子化のスピードが以前よりも早くなってき

ていると、それと中学校では少子化の影響で部活の問題とかも出ておりますし、また、子どもの数が減ればそれだけ教師の数が減りますので、教科担任制を強いている中学校では各教科の担当の先生がきちっと配置できないというような課題等も出てきますので、そういったものを勘案しますと、財政のことも勘案していきますと、やはり議員さんが仰られるようなすぐ言って、言うてすぐできるわけではございませんので、展望をしっかりと持って進めていきたいというふうに思います。

〔11番 池田榮次君〕 じゃあそういう要請をいたしましてから私の一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

〔松尾文則議長〕 11番議員 池田榮次君の一般質問が終わりました。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

【散会 15 : 48】